

仕 様 書

第1条 適用

この仕様書は、鳴門市企業局水道事業課発注の「鳴門公園配水池水位計更新」に適用する。

第2条 概要

本案件は、鳴門公園配水池に設置してある水位計の機器更新を行い、当該機器の機能維持を図るために行うものである。

- 1) 納入場所 鳴門市鳴門町土佐泊浦
施設名 鳴門公園配水池
- 2) 納入期間 (期限) 契約締結の翌日 ~ 令和8年3月5日
- 3) 納入機器 投込み式水位計 (検出器、中継器) 1台
機器の納入及び取付、動作試験、既存機器の撤去・運搬を含む

第3条 納入機器の仕様

- 1) 測定流体 液体 (上水)
- 2) 接液温度 (検出器) 0 ~ 5 0℃
- 3) 周囲温度 (中継器) - 2 0℃ ~ + 6 0℃
- 4) 設置方法 中継器 : 屋外2インチパイプ設置型、検出器 : 投込み式
- 5) 質量 検出器 : 約2. 5 k g 以内、中継器 : 約4. 0 k g 以内 (ケーブルを含まず)
- 6) 測定精度 ± 0. 2 % 以内
- 7) 測定水位 0. 0 m から 4. 0 m
- 8) アレスタ標準装備
- 9) 測定 (出力) 信号 DC 4 ~ 2 0 m A 2線式
- 1 0) 供給電源 DC 2 4 V
- 1 1) ダンピング 時定数 0 ~ 3 2 秒 可変
- 1 2) 材質 SUS 3 1 6
- 1 3) 表示器 アナログ表示計 (目盛りは、上記7) 記載の測定水位のとおり)
- 1 4) 設定機能 ゼロ及びスパン調整
- 1 5) 耐雷性能 検出器 1 0 K V A、中継器 2. 5 K V A
- 1 6) 検出器から中継器までのケーブル及びチェーン長 5 m 以上
- 1 7) 中空ケーブル材質 耐食用
- 1 8) スタンド φ 9 5
- 1 9) パイプ取付金具

第4条 納入の方法等

- 1) 当該案件の納入物品は新品であり、国内メーカーの現行機種であること。
- 2) 第2条 1) に記載の場所へ納入及び設置するものとする。

- 3) 納入場所は普段施錠しているため、納入日時を事前連絡の上で、当日浄水場にて鍵を借用することとする。
- 4) 既存水位計の取り外し、納入機器の取り付け、水位計の動作確認（取替前と取替後の水位の指示値を記録）をすることとする。
- 5) 取付金具類は納入機器に含むものとし、その材質はSUS製とする。
- 6) ケーブルを束ねる結束バンド等の備用品費は、納入者の負担とする。
- 7) 納入場所までの交通、運搬等に係る費用は、すべて納入者の負担とする。
- 8) 本仕様書及び契約書に記載の無い事項のうち、軽微なものについては納入者の負担にて対応するものとする。その他については、別途協議により決定するものとする。
- 9) 動作確認の段階で鳴門市企業局水道事業課職員の確認を要する。

第5条 関係法規等の遵守および注意事項

- 1) 納入者は、本案件の納入・設置等にあたり、契約書、本仕様書及び労働安全衛生法等関係法令を遵守するとともに労働災害および公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。
- 2) 納入者は、事前に作業内容や作業手順について鳴門市企業局水道事業課職員と協議を行うこと。また、作業開始前は着手の連絡を行い、作業終了後は、終了及び作業内容についての報告を行い、次の作業予定等について協議を行うこと。
- 3) 作業時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
- 4) 納入者は、本案件納入・設置にともなう作業を行う場合、作業範囲内における火気取締り、作業員の負傷等の各種事故防止について、万全の安全対策等の措置を講ずること。作業中、誤って他の工作物等を損傷させた場合は、鳴門市企業局水道事業課職員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。
- 5) 納入者は、本案件の納入を実施する上で必要な資材、工具、消耗品、測定器具等は、すべて納入者にて準備しなければならない。
- 6) 納入者は、納入状況写真を撮影、整理し、鳴門市企業局水道事業課職員の確認を受けることとする。写真はカラーとし、部材検収、作業の着手前、作業中、完成の状態については同一箇所より同一方向に撮影するものとする。
- 7) 納入機器の梱包材や段ボール等は、納入者が引き取り適切に処分することとする。
- 8) 納入・設置に際し発生した産業廃棄物等は、納入者が引き取り適切に処分することとする。
- 9) 納入機器の取り扱い説明書については、鳴門市企業局水道事業課職員へ提出するものとする。
- 10) 納入機器付属品のうち使用しなかった部材及び既設取り外し機器については、別の配水池等において流用移転（本契約には含まず）する計画であることから、乱暴な取り扱い等をしないこととし、丁寧に取り扱うこととする。
- 11) 納入機器付属品のうち使用しなかった部材及び既設取り外し機器については、鳴門市企業局水道事業課職員の別途指示する場所まで運搬し保管するものとする。別途指示する場所とは、鳴門市管理用地のうち屋内保管が可能な場所である。

第6条 提出書類

- | | |
|---|----|
| 1) 作業に従事する者の健康診断（6ヶ月以内の検便）結果 | 1部 |
| 2) 完成ドキュメント及び写真台帳
（計装回路図などの図面関係資料 電子データ及びA3用紙） | 1式 |
| 3) 請求書 | 1部 |
| 4) その他、監督員が必要と定める書類 | 1式 |

第7条 その他

- 1) 受注者は、監督員の指示に従い、相互に協調し円滑に遂行するものとする。
- 2) その他、疑義が生じた場合は、発注者、納入者両者協議により対処するものとする。ただし、軽微なものについては、監督員の指示に従うものとする。
- 3) 本仕様書は作業の概要を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、発注者が現場等の状況に応じて美観上、または施設管理上必要と認めた作業については、納入者は契約金額の範囲内で実施することとする。
- 4) 水道水の汚染を防止することを目的として、当該設置作業等に従事する者は、水道法第21条、水道法施行規則第16条第1項に従って、あらかじめ健康診断（検便）を行いその結果を監督員に提出することとする。